

議案第9号

令和3年度魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度魚沼市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管布設替工事	令和3年度から 令和4年度まで	千円 12,500

令和4年2月21日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定留保資金
水道管布設替工事	千円 12,500	—	千円 —	令和4年度	千円 12,500	千円 12,500